

## 事務事業に関する調整方針

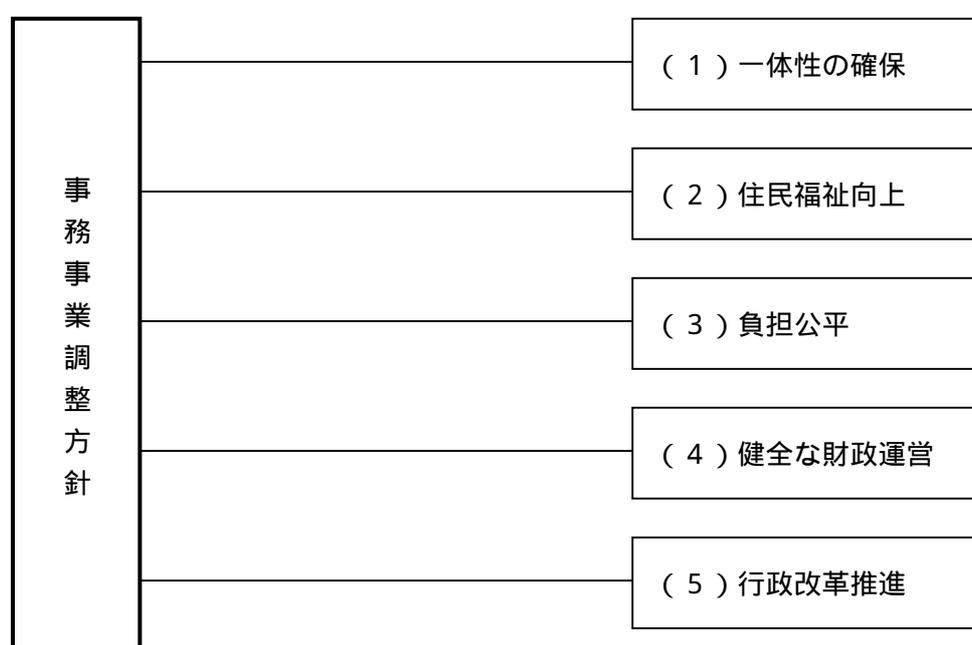
### 1 基本的な考え方

事務事業調整は、大成町、瀬棚町、北檜山町が現在行っている全ての事務事業について、現状を踏まえつつ、新町において当面どのように事務事業を進めていくのかを調整するものです。

また、新町での速やかな一体化の促進と新たなまちづくりに結びつけるために行うものでもあります。

原則として合併時に制度等を統合・再編していくものとしますが、これまでの経緯や住民への影響から統合・再編が難しいものや、新町において統合・再編を図ったほうが適当と考えられるものについては、新町において調整するものとします。

事務事業の調整にあたっては、次の5つの方針のもとに、統一かつ体系的に行うものとします。



#### (1) 一体性の確保

##### **住民生活に支障のないよう速やかな一体性の確保に努める**

住民票などの各種証明書の発行や各種申請の手続き、福祉・保健サービス、各種施設の利用やその申込みなど、住民生活に関わる事項について、住民生活に支障のないよう調整を図るものとする。

#### (2) 住民福祉向上

##### **住民サービス及び住民福祉の向上に努める**

各町で行っている各種サービスについては、現行のサービスを低下させないことを原則に調整を図るものとする。

#### (3) 負担公平

##### **負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努める**

町民税や使用料・手数料など、住民が直接負担するものについては、その税率や料金について負担公平の原則に立ち、住民に不公平感を与えないよう十分配慮し、調整に努めるものとする。

(4) 健全な財政運営

**健全な財政運営に努める**

安定した予算編成が行えるよう、財源の確保に努めるとともに、経常経費、投資的経費のバランスのとれた財政運営を心がけ、地方分権の時代にも対応できる健全な財政運営に努めるものとする。

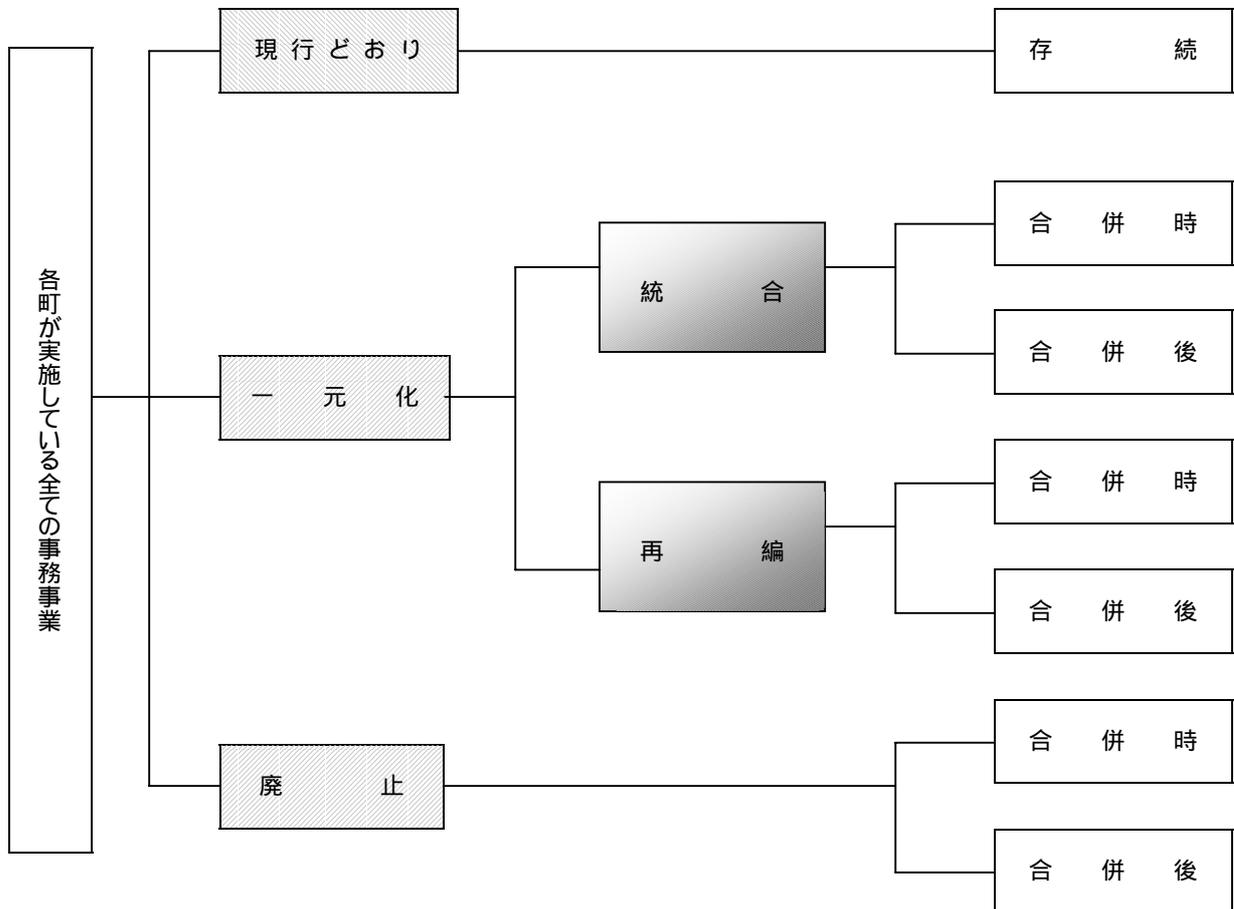
(5) 行政改革推進

**行政改革の観点から事務事業の見直しに努める**

現在及び今後の社会情勢も踏まえ、「スクラップアンドビルド」の視点に立った行政改革を推進しつつ、これからの進むべき自治体のあり方も視野に入れながら、調整に努めるものとする。

2 調整方針の分類

調整方針は、次の分類のいずれかによるものとする。



(注) 1 統合とは、構成町のある町の例を用いること。

2 再編とは、構成町のいずれともしないで新たに事業の見直しを行うこと。